

【Web 資料 I -③ 基本的な ILO 条約】（★は日本政府批准）

- ★第 29 号 強制労働条約（1930）：あらゆる形態の強制労働の廃止を求める。
- ★第 87 号 結社の自由及び団結権保護条約（1948）：すべての労働者及び使用者に対し、事前の許可を受けることなく、自ら選択する団体を設立し、加入する権利を定めると共に、団体が公の機関の干渉を受けずに、自由に機能するための一連の保障を規定する。
- ★第 98 号 団結権及び団体交渉権条約（1949）：反組合的な差別待遇からの保護、労使団体の相互干渉行為からの保護、団体交渉奨励措置を規定する。
- ★第 100 号 同一報酬条約（1951）：同一価値の労働について男女労働者に対する同一の給与及び給付を求める。
- 第 105 号 強制労働廃止条約（1957）：政治的な圧政もしくは教育の手段、政治的もしくは思想的見解の発表に対する制裁、労働力の動員、労働規律、ストライキ参加に対する制裁又は差別待遇の手段として何らかの形態の強制労働を用いることを禁止する。
- 第 111 号 差別待遇（雇用及び職業）条約（1958）：人種、肌の色、性、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づく、雇用、訓練、労働条件における差別待遇を除去し、機会及び待遇の均等を促進する国内政策を求める。
- ★第 138 号 最低年齢条約（1973）：児童労働の廃止をめざし、就業の最低年齢を義務教育終了年齢以上とするよう規定する。
- ★第 182 号 最悪の形態の児童労働条約（1999）：奴隷労働及び類似の慣行、武力紛争で使用するための強制的な徴集、並びに売春やポルノ、あらゆる不正な活動、児童の健康・安全・道徳を害するおそれのある労働における使用を含む、最悪の形態の児童労働の禁止と廃止と撤廃を確保する即時の効果的な措置を求める。

資料出所：<http://ilo.org/public/japanese/region/asro/tokyo/about/ilo.htm>